

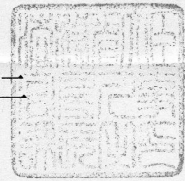
法務省人庶務114号
平成30年12月26日

受 理 通 知 書（甲）

殿

公益通報部局責任者

法務省大臣官房人事課長 伊 藤 栄 二



平成30年12月10日付けで貴殿から受け付けた通報については、本日付けで当局において受理し、調査に着手しましたので、法務省公益通報等対応規則第22条に基づき、その旨通知します。

なお、調査に必要な期間は、下記のとおり見込んでいます。

記

1 受理番号

18準内-1

2 貴殿による通報内容（要旨）

2018年10月5日、法務省人権擁護局の事務員募集の2次面接に際し、同局の岡村氏による違法身辺調査及び就職差別等の人権侵害行為を受けた。

3 見込み調査期間

一般事案：2～3か月

複雑困難事案：4～6か月

※なお、上記は目安であり、通報秘密を保持し、個人情報を保護しつつ調査を進める事情等に鑑み、その期間の変動があり得ることを御承知置き願います。

（本通知に関する連絡・照会先）

法務省大臣官房人事課庶務係（公益通報担当）

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電 話：03-3580-4111（内線2104）